

別記第1号様式(第8条関係)

印鑑登録申請書

登録番号

登録する印鑑	登録する人	住所 香川県香川郡直島町 番地
		氏名
		生年月日 年 月 日
上記のとおり印鑑の登録を申請します。 年 月 日 直島町長 殿	申請者	本人の氏名
		代理人の 住所 香川県香川郡直島町 番地 氏名

保証書

この印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。

保証人	登録番号	
	住所 香川県香川郡直島町 番地	登録印鑑
	氏名	

確認	1 免許証	番号		6 照会書	
	2 個人番号カード				
	3 許可証	番号			発送 年 月 日
	4 身分証明書	番号			期限 年 月 日
	5 保証書	登録番号			回答(登録)年月日
注意事項	1 太わくの中だけ書いてください。 2 裏面もごらんください。			年 月 日	

注意事項

- 15歳未満の者及び成年被後見人は登録を受けることはできません。
- この申請は、本人が自ら手続きを受けなければなりません。疾病その他やむを得ない理由により代理人により申請する場合は、本人が自署及び押印した委任の旨を証する書面（代理権授与通知書又は委任状）が必要です。
- 本人が自ら申請する場合、官公署の発行した免許証、許可証もしくは、身分証明書で写真の貼付してあるもの（写真に浮出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるものまたは、運転免許証のように特殊加工してあるものに限る。）または、保証書を持参したときは、即日登録ができます。
- 保証書には、保証人欄に保証人の署名及び押印が必要です。保証人は、直島町で既に印鑑登録を受けていなければなりません。
- 代理人により申請する場合及び本人が自ら申請しても上記免許証等の持参がない場合は、照会書を発送しますので、即日登録はできません。回答書は30日以内に本人が持参して下さい。代理人が申請する場合は本人が自署及び押印した委任の旨を証する書面が必要です。
また、申請者が申請する場合は、免許証・健康保険証等、身分証明ができるものと印鑑が必要です。代理人が申請する場合は、申請者及び代理人の身分証明ができるものと印鑑が必要です。
- ゴム印、既製印等登録できない印鑑がありますのでご注意願います。